



内務省特報



●内務省告示第百八號

國道二十一號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號中二十一號路線經過地「二號路線(明石市錦江町ニ於テ分岐)」トアルヲ「二號路線(明石市追手町ニ於テ分岐)」ニ改ム

昭和十五年三月七日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

●内務省告示第一一八號

北海道一縣町村制施行地ヲ左ノ通り指定シ昭和十五年四月一日ヨリ施行ス

昭和十五年三月十五日

内務大臣伯爵 兒玉秀雄

阿寒郡阿寒村

紋別郡下湧別村

磯谷郡南尻別村

●内務省告示第百十九號

市制第三條及町村制第三條に依り昭和十五年四月一日ヨリ山口縣玖珂郡岩國町、麻里布町、川下村、愛宕村及灘村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ岩國市ヲ置ク

昭和十五年三月二十日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

●内務省告示第百三十三號

市制第三條及町村制第三條ニ依り昭和十五年四月一日ヨリ大阪府三島郡吹田町千里村、岸部村及豊能郡豊津村ヲ廢

シ其ノ區域ヲ以テ吹田市ヲ置ク

昭和十五年一月二十七日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

●褒賞下賜 公益ノタメ私財ヲ寄附セシ廉ヲ以テ昭和十五年三月五日褒状ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ(賞勳局)

昭和十三年十一月福岡縣田川郡伊田町道路敷地トシテ土

地一畝十八步寄附ス

行 平 七 郎

●道路政策と地方制度 三月二日の貴族院豫算總會に於て

の道路政策と地方制度に關する質疑應答は左の如し。

多木久米次郎氏 將來神戸港修築につき内務省は如何に

取計ふか。

兒玉内相 神戸港は昭和二十六年に竣工の豫定ですゝめ

てゐる。また同港の利用状況を見るに更に埠頭を擴張する

必要あるも、こんどの豫算には計上し得なかつた。しかも

外國貿易上必要と考へ更に擴張するつもりである。

多木氏 全國の道路は國民の生活産業上に多大の關係が

あるが内相の意見はどうか

内相 道路は各方面から觀察して完成すべきもので、只

今では國道は二十二パーセント、府縣道は十二パーセントしか進捗してゐないが、昭和八年決定の道路計畫は一般財政計畫とにらみ合せつつ完成したいと思つてゐる、日滿支

の交通發達に適用した道路調査を今年度から開始する。

多木氏 戦時となつて何でも急に統一されたところから

地方の實情に即せぬことが起つてゐるが、政府はどう考へ

るか。また地方制度につき内相の意見を求む。

内相 戦時體制下における中央と地方間の眞意が通ぜず

混雜を起してゐるが、地方的に解決できるものは地方です

まし、上京して各官廳に陳情することは廢するやう努めて

ゐる。地方制度については多年の懸案であつて、本議會に

提出するつもりだつたがでなかつた。また納稅關係から

有産者が地方から都會に移住することは今回の稅革により

その不均衡は除去されるはずだから、かうした弊害もなく

なると考へる。縣と町村の中間機關については十分考慮し

不便なきやうにしたい。地方稅の改正により人心に動搖を

來しはせぬかといふ質問に對しては、地方税の目的が負擔の公平、貧弱町村の財政上の基礎を強固化することを目的としてゐるゆゑ地方自治はこれにより活氣を呈し、地方人民は安んじて自己の産業につき國家に奉公し得ると思ふ。

なほ戦時下諸種の法令を必要とするが、いづれもその眞意を解せしめ地方の動搖をなくすることに努めてゐるので漸次よくなると思ふ。

●救農土木事業旱害地への對策に關する成田土木局長の應答

二月二十九日衆議院豫算總會に於て原夫次郎氏の質問に對し内務省成田土木局長は次の通り答辯した。「救農應急土木事業として十四年度第二豫備金に二百六十萬圓、追加豫算として百四十萬圓及び十五年度追加豫算として百四十萬圓、合計五百四十萬圓を支出し、その工事實は九百四十萬圓となる。また交付の割合は府縣に對しては二分一、町村に對しては四分三となつてゐる。これによつて總額五百八十萬圓程度の勞金を撒布することになつてゐる。被害地に

ついて調査を行つたところによると大體勞力も豫定の如く得られてゐる」

●府縣併合都制特別市制に關する兒玉内相の應答

三月六日の貴族院豫算總會に於ける東京都制及特別市制に關する道府縣の併合についての佐々木八十八氏の質問に對し、兒玉内相は次の如く答へられた。

兒玉内相「地方制度審議會では東京都制案については都長の選任の點で行詰りを來してゐる」又「今日の府縣は種々の事情をもつて現存するものであつて、その合併がしばしば論議されながら實現せざる所以もまたこゝに存するのである。舉國一致のときに摩擦を起し易いことは避けるべきで、府縣の併合もその一つなりと考へる」

●市民税に關する内務當局の應答

三月六日の衆議院税制改革委員會に於ける地方税中の市民税に關する小見山七十五郎氏の質問に對し、内務當局は次の如く答辨された。

「市町村市民税は負擔均衡の建前から課税するものでなく地

方自治體の住民に對して負擔分任の精神から會費と同様の意味で小額を課税するものであつて、同じ市町村住民が或る大都會では非常な高額の市民税を課せられ、その隣村に移れば遙に小額のもので濟むといふことはこの税の主旨に反する」

旨を説明したが更に三好地方局財政課長は補足的に左の如く市町村民税制定の理由を説明して其本質を明かにした。

三好財政課長 今回の税制改革の結果市町村住民で地方税を納めない者が非常に多數出來ることは面白くない現象だと思ふ。市町村民税は税の理論、負擔關係の上からみれば必ずしも感心しないが、この税を課さないために選舉權とか種々の權利を持つが、その反面負擔は全然しないといふ階級が多數出來ることは地方自治の上からどうも面白くないと思はれる。それで金額も極く小額に止めて市町村住民全部に經費の幾分かを負擔して自治の觀念をもつて貰ふといふ意味でこの税を設けたのである。若し一人當りの最高限をもつと高く抑へるとすると、そのために市町村民税

が全然かゝらない階級が相當出來て來るので一千圓程度を適當と考へたのである。

●都制案に關する内務當局の應答

三月四日の衆議院地方稅案小委員會で、挾間内務省地方局長は上田孝吉(中島)、内藤正剛(民政)兩氏の質問に對し左の如き答辯を行つて、結局都制案が出來上るまでは特別市制案だけを先行して提案されない方針を明確にした。

「大都市の特別制度に付いては我々の考へは、東京都制を施行し、次いで他の五大都市に對する特別制度を施行するか、或はそれを同時に併行して制定施行するかといふ二つの途を執る外はないと思ふ。といふのは東京は他の五大都市と種々の關係において非常に事情が違つてゐるので、どうしても事務當局としての考へは、東京都制、特別市制といふものを別個の問題として併行して進行するやうに致したいと考へてゐる。しかし東京に都制を施行しなければ他の五大都市に施行しないといふ考へは持つてゐない。是非とも一緒に併行して解決したいといふ考へを持つてゐる」